

2020年5月27日

学生の皆さんへ

学 長

緊急事態宣言解除に伴う本学の対応について

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言は5月25日（月）、政府が全都道府県を対象から解除しました。愛知県では既に5月14日（木）に解除されていましたが、県が31日（日）まで独自の措置を継続し、徹底した感染防止対策を前提として、段階的に緩和する措置がとられています。

本学はこれらを受けて、6月1日（月）以降、教育活動の制限を緩和していきますので、お知らせします。

ただ、制限緩和が「順次」となることをご理解ください。新型コロナウイルスに対する治療薬やワクチン、医療体制が未だ不十分であり、第二波、第三波の感染拡大を抑えるには、皆様のご協力によって、一定の制限を続けざるを得ないからです。通学に際しては、マスクの着用、手洗い・手指消毒、社会的距離の確保、通学前の検温による健康観察を行い、「3つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）」を避けて、感染拡大防止にご協力ください。

1 授業について

(1) 前期 8月7日（金）まで

授業は一部を除いて、オンライン授業を基本としますので、引き続き自宅等で受講してください。なお、科目の事情によって一部の授業は、6月1日（月）から対面に切り替えます。授業の詳細は TOPOS を通じて近日中にお知らせします。

(2) 後期 9月28日（月）～来年2月3日（水）までの予定

後期は、感染防止策を講じた上で、対面授業に向けた準備を進めています。詳細は、感染状況を見極めつつ、TOPOS 等を通じて改めてお知らせします。

2 大学への入構について

(1) 5月31日（日）まで（第1ステップ）

学生の入構禁止を継続します。

(2) 6月1日（月）以降（第2ステップ）

入構禁止を解除します。一部の対面授業で入構する際は、健康観察とマスク着用が必須です。「3つの密」の回避に留意しながら大学生活を送りましょう。

3 課外活動について

本学は課外活動の再開に当たっての「ガイドライン」を定めています。各クラブはこれに沿って活動を行ってください。

(1) 5月31日（日）まで（第1ステップ）

感染予防に最大限の配慮をしたうえで、屋外での一部の個人練習を許可します。それ以外は、引き続き禁止を継続します。

(2) 6月1日（月）～6月30日（火）まで（第2ステップ）

感染防止策を徹底し、活動要望書を審査した上で、少人数グループでの対面によるチーム活動を許可します。

(3) 7月1日（水）以降（第3ステップ）

防止策を徹底した上で、対面によるチーム活動を許可する予定です。

(4) 時期未定（第4ステップ）

練習試合の実施や公式戦の参加時期については感染状況に応じて今後判断します。

なお、感染症状によって、予定を変更することもあり得ます。予めご了承ください。